

補助対象除外事業一覧

1	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団もしくは同条第6号に規定する暴力団員又は警察当局から排除要請のある者
2	風俗営業等の規制および業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定するもの
3	金融業および保険業（生命保険媒介業、損害保険代理業および損害査定業を除く。）
4	競輪、競馬等の競争場または競技団
5	場外馬券売場および場外車券売場
6	競輪競馬等予想業
7	パチンコホール
8	ビンゴゲーム場、射的場およびスロットマシン場
9	芸ぎ業・芸ぎ周旋業
10	集金業および取立て業
11	興信所のうち身元調査等個人のプライバシーに係わる調査を主に行うもの
12	易断所および観相業
13	相場案内業
14	宗教、政治、経済、文化その他の非営利事業を行う団体
15	会社法上の会社に該当しない者（社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人、一般社団・財団法人、公益社団・財団法人、学校法人、農事組合法人、農業法人（会社法上の会社または有限会社を除く）、組合（農業協同組合、生活協同組合、中小企業等協同組合法に基づく組合等）、有限責任事業組合（LLP））
16	その他公序良俗等の観点から補助対象とすることが適当でないと認められる事業